

民生委員の見守りに必要な個人情報を開示する必要性

■利用の目的

民生委員が、65歳以上の高齢者情報を利用し、地域において支援を必要とする者を把握し、見守り等の適切な支援活動につなげる。

■提供する個人情報の内容

高齢支援課が所有する住民情報より、市内65歳以上の方の氏名、フリガナ、性別、生年月日、世帯主名、続柄、住所、町内会名

■社会的背景

- ・ 地域で亡くなられたことに近隣の方々が気づかず、相当日数が経過してから発見される孤立死が増加している。
- ・ 国、県より、民生委員が日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくために必要な情報提供を促す通知が相次いで出されている。
- ・ 3. 11東日本大震災をはじめ、各地で自然災害が多発し、要援護者の確実な状況把握が課題となっている。
- ・ 日常の「見守りネットワーク活動」を通じて、災害時に避難支援を必要とする方の状況を把握するとともに、日頃からの声かけの重要性が再認識されている。

■外部提供の必要性

- ・ 民生委員は法令で規定された非常勤特別職の地方公務員であり、民生委員法 14 条に定められた、職務を行うためには、個人情報の提供が必要である。
- ・ 現在、中津川市民生委員においては、独居や高齢世帯の情報を得るのに苦慮している現状があり、町内会に入っていない方や転入者、アパートに居住する者の情報等は噂や口コミで得ている状況である。このことが、真に支援を必要とする方の発見を遅らせる要因ともなりかねない。

■参考

☆他市の高齢者情報開示状況

多治見市	65歳以上の高齢世帯名簿
瑞浪市	75歳以上の独居
恵那市	70歳以上の高齢世帯名簿（今年度「情報公開個人情報保護審査会」で了承）
土岐市	本人同意のある高齢者名簿

雇児育発0302第1号
社援地発0302第2号
平成24年3月2日

全国民生委員児童委員連合会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

社会・援護局地域福祉課長

地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための
関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した
状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が発生しているところです。
このような実態を踏まえ、別添のとおり、「生活に困窮された方の把握
のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」
（平成24年2月23日社援発0223第3号社会・援護局長通知）
及び「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援
のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」
（平成24年2月27日障障発0227第1号社会・援護局障害福祉課
長通知）が発出されました。

これらの通知では、各市町村に対し、関係機関との連携により地域に
おける情報の共有や見守り体制の構築等を行うよう依頼しているところ
です。

地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されるよう、
民生委員児童委員におかれても、日常的な見守り活動の中で、生活に
困窮された方の情報が得られれば、これを速やかに地方自治体の
福祉担当部局に報告する等、行政との一層の連携をお願いしたいと
考えています。

つきましては、貴団体においてこれらの通知の趣旨についてご理解
いただくとともに、管下の団体に対して各市町村等の取り組みにご協力
いただくよう周知をお願いいたします。

事務連絡
平成19年 3月 2日

都道府県
各指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について

民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められているところです。

標記につきましては、別添のとおり、当省において開催いたしました全国厚生労働関係部局長会議（平成19年1月16日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日）でご配慮をお願いしてきたところであります。民生委員・児童委員、主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要でありますが、一部の自治体におかれましては個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても情報提供に慎重となるあまり、児童、妊産婦、母子家庭等の実情を把握するために必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けております。

民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮をお願いいたします。

関係省庁から発出されている通知

1. 厚生労働省

・平成24年2月23日付け通知

社会・援護局長 ⇒ 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長

「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」

『・・・関係部局・機関（民生委員を含む）等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態も見受けられる。・・・』

・平成24年2月27日付け通知

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

⇒ 各都道府県、指定都市、中核市の障害保健福祉主管部（局）長

「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・等との連携体制の強化の徹底について」

『・・・民生委員等と連携の下、把握に努め・・・情報を共有する体制を構築されたい・・・』

・平成24年3月2日付け通知

社会・援護局地域福祉課長 ⇒ 社会福祉法人全国社会福祉協議会会長

雇用均等・児童家庭局育成環境課長 ⇒ 全国民生委員児童委員連合会会長

「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・等との連携体制の強化の徹底について」（依頼）

『・・・日常的な見守り活動の中で、生活に困窮された方の情報が得られれば、これを速やかに地方自治体の福祉担当部局に報告する等、行政との一層の連携をお願いしたい・・・』

・平成24年3月8日付け通知

老健局振興課長 ⇒ 各都道府県介護保険主管部（局）

「地域包括支援センターにおける地域高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について」（依頼）

『支援を必要とする高齢者を把握し、適切な支援につなぐ等、センターで実施することとされている業務について、適切に実施していただくよう、あらためてお願いする・・・』

2. 経済産業省

・平成24年4月26日付け通知

消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室 ⇒

都道府県・政令都市 消費者行政担当課・個人情報保護法担当課

「個人情報の適切な共有について」

『地方自治体が保有している個人情報の取り扱いについては、いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、各地方自治体が定める個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用を行うことが望まれ、それにより、人の生命・身体を保護するために関係者間で個人情報を共有するよう努めて頂きたい。』